

## やさしおベジ増しプロジェクト推進事業実施要領

### (目的)

第1条 健康寿命日本一を目指し、県民の健康的な食生活を実現するため、利用が増えている中食（そう菜や弁当等）等の減塩及び野菜の増量等の取り組みを行い、健康な食事が入手できる環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「やさしおベジ増しプロジェクト」とは、次に掲げる内容について、県と県内に店舗を持つスーパーマーケット、百貨店、小売店および事業所内食堂、学生食堂等（以下「スーパーマーケット等」という）が協働で取り組むことをいう。

- 1 スーパーマーケット等において販売されるそう菜や弁当等について、調理に使用する調味料を減らすこと等で1食（1包装）あたりの食塩相当量を減じたり、野菜を増量する。食塩相当量および野菜重量の目安については、別記のとおりとする。
- 2 品数については規定しないが、継続的に提供・販売する。

### (実施方法)

第3条 県及びスーパーマーケット等は「やさしおベジ増しプロジェクト」の周知等を、以下の手順に基づき行う。

#### 1 周知

健康推進課及び県保健所は、関係団体への働きかけや各種事業等を通じて「やさしおベジ増しプロジェクト」を広く周知する。

#### 2 参加申請

「やさしおベジ増しプロジェクト」に参加しようとするスーパーマーケット等は、「やさしおベジ増しプロジェクト参加・変更申請書」（様式1）を県に提出する。また、既に参加申請している内容を変更したい場合も「やさしおベジ増しプロジェクト参加・変更申請書」（様式1）を県に提出する。

#### 3 相談及び指導支援

申請のあったスーパーマーケット等の相談及び指導支援等を県保健所が行う。

#### 4 進達

県保健所は申請内容を確認し、適切であると確認した場合、健康推進課へ進達する。

#### 5 登録

健康推進課は、進達のあったスーパーマーケット等をやさしおベジ増しプロジェクト参加協力店として登録または変更し、県保健所を通じて参加協力店証や啓発ツールを配布する。

#### 6 販売

スーパーマーケット等は、対象となったそう菜や弁当等を啓発ツールを活用して販売する。

### (評価)

第4条 スーパーマーケット等は、販売実績等により取組を評価する。評価時期および評価方法については、健康推進課または県保健所と協議のうえ決定する。評価の結果、取組を継続しえないと判断した時は「やさしおベジ増しプロジェクト参加辞退書」（様式2）を健康推進課に提出す

る。

(確認・支援)

第5条 健康推進課または県保健所は、スーパーマーケット等へ訪問し、取組内容の確認及び支援を行う。

(その他)

第6条 スーパーマーケット等は健康推進課および県保健所、市町村等と連携、協働し、県民に「やさしおベジ増しプロジェクト」の認知浸透を図るとともに、健康的な食生活の実践につなげるため、「やさしおベジ増し宣言」についても普及啓発を行う。

(附則)

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

この要領は、令和2年9月14日から改正施行する。

この要領は、令和5年5月17日から改正施行する。

この要領は、令和6年6月13日から改正施行する。

この要領は、令和7年10月9日から改正施行する。